

## 尾張旭市国民健康保険制度啓発パンフレット広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、尾張旭市(以下「市」という。)が発行する国民健康保険被保険者証一斉更新時啓発用パンフレット(以下「パンフレット」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載等に関する基準)

第2条 パンフレットに掲載する広告の基準は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の規格)

第3条 広告の掲載規格は、1 枠横9センチメートル、縦8センチメートルで4色刷を基本とする。ただし、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)の希望により、2 枠分の大きさ(横9センチメートル、縦16センチメートル)で掲載することもできるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告を掲載する位置は、パンフレットの裏表紙とし、掲載数は市が指定する。

(広告の期間)

第5条 広告の掲載期間は概ね2年単位とする。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、1 枠当たり30,000円(税込)とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、市ホームページによる公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、国民健康保険被保険者証一斉更新日の前日から起算して80日前までに要綱第6条に基づき「尾張旭市広告掲載申込書(要綱様式第1の1)」(以下「掲載申込書」という。))と「市税等納付状況確認同意書(要綱様式第1の2)」を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、広告の掲載申込書を受け付け後、その内容等を審査し、受付日の翌日から起算して10日以内に、「尾張旭市広告掲載決定通知書(要綱様式第2)」により広告掲載の可否を申込者に通知するものとする。

- 2 要綱第3条の基準に適合する広告で、広告掲載数の枠を超えた申し込みがあったときは、要綱第7条第2項の規定にかかわらず「掲載申込書」の受付日の早い広告から順に掲載する。
- 3 前項の規定によっても決定できない場合は、抽選で決定する。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第10条 広告のデザイン及び内容などは、パンフレットのイメージを損なうことのないよう、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、国民健康保険被保険者証一斉更新日の前日から起算して75日前までに保険医療課に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、第9条に規定する決定通知書による掲載決定通知を受けたときは、国民健康保険被保険者証一斉更新日の前日から起算して15日前までに市の発行する納付書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(所管課)

第12条 この掲載要領を所管する課は、保険医療課とする。

附 則

この要領は令和4年5月10日から施行する。

## 尾張旭市国民健康保険制度啓発パンフレット広告募集要項

尾張旭市では、市が所有する資産を広告媒体として活用し、自主財源を確保するため、尾張旭市国民健康保険制度啓発パンフレット広告掲載要領に基づき、国民健康保険制度啓発パンフレットに掲載する民間企業等の有料広告を募集します。

### 1 広告媒体

国民健康保険制度啓発用パンフレット（B6変型版、4色刷り）

### 2 配布対象及び配布方法

尾張旭市国民健康保険被保険者証（以下、「保険証」という。）の一斉更新時に全世帯宛てに送付するほか、市役所での保険証交付手続きの際等に直接被保険者に随時配布します。

### 3 作成部数

約15,000部

### 4 広告の募集内容

#### (1) 募集数

2枠（1広告主につき2枠分を掲載することもできます。）

#### (2) 規格

1枠分（横9cm、縦8cm）、2枠分（横9cm、縦16cm）

#### (3) 掲載位置

パンフレットの最終ページ（裏表紙）

#### (4) 掲載期間

令和4年9月1日から令和6年7月若しくは8月までの概ね2年間

#### (5) 掲載料

1枠当たり30,000円（税込）

#### (6) 掲載が望ましくない業種・内容

ア 医療・介護関係機関およびそれに準ずる業種

イ 葬祭関係

ウ その他健康保険のパンフレットに掲載するものとして不適切なもの

### 5 広告の募集方法等

#### (1) 募集方法

市公式ホームページに掲載し、公募します（先着順）。

- (2) 募集期間  
令和4年5月10日（火）から令和4年5月27日（金）まで
- (3) 原稿提出期限  
令和4年6月3日（金）

## 6 応募に必要な書類

- (1) 尾張旭市広告掲載申込書（尾張旭市広告掲載要綱様式第1の1）
- (2) 市税等納付状況確認同意書（同要綱様式第1の2）
- (3) 広告原案（デッサン等で可）
- (4) 会社等の概要

## 7 申し込み先

尾張旭市役所 保険医療課（南庁舎1階③窓口）  
午前8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）に直接  
（郵送も可、ただし募集期間内に必着でお願いします。）

## 8 応募資格及び選定方法

尾張旭市広告掲載要綱、尾張旭市広告掲載基準及び尾張旭市国民健康保険制度  
啓発パンフレット広告掲載要領に基づきます。

## 9 その他

- (1) 本件に要する費用（広告制作にかかる版下、デザイン等の全費用）は、申込者の負担とします。
- (2) 広告原稿データにイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、手続きをして下さい。
- (3) 提出された応募書類等の返却は行いません。

### 【問い合わせ及び申し込み先】

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保年金係  
所在地 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地  
電話 0561-76-8151（直通）  
0561-53-2111（代表）内線329

様式第1の1（第6条関係）

尾張旭市広告掲載申込書

年 月 日

尾張旭市長 あて

広告掲載申込者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 者 氏 名	

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準の各規定を承諾の上、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

記

広告媒体の種類

--

広告の内容

--

広告の掲載料

金	円
---	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第1の2（第6条関係）

市税等納付状況確認同意書

尾張旭市への広告掲載等の申込みにあたり、尾張旭市広告掲載基準第4条第20号に規定する尾張旭市の市税等の納付状況を、尾張旭市長が閲覧・確認することに同意します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

法人用	商号又は名称 所在地 代表者職氏名	印
個人用	住所 氏名 (屋号)	印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。